

【キャッシュカード規定】

1. 〈カードの利用〉

当組合の普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したキャッシュカード、および貯蓄預金について発行した貯蓄預金キャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれの当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1)当組合の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合。
- (2)当組合および当組合が預金機の相互利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の預金機を使用して預金に預入れをする場合。
- (3)当組合および当組合がオンライン現金自動支払機の相互利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。
- (4)当組合および提携先のうち当組合が支払機の相互利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の支払機を使用して預金の払戻しを行い、同時に代わり金を当組合本支店および当組合以外の金融機関の本支店（預金機がご案内表示する金融機関およびその本支店に限ります。以下同様とします。）にあるご指定のお受取人の当座預金、普通預金または貯蓄預金口座に振込入金をする場合（以下、当組合本支店および当組合以外の金融機関の本支店にある受取人の預金口座に振込入金することを「振込」といいます。）。
- (5)その他当組合所定の取引をする場合。

2. 〈預金機による預金の預入れ〉

- (1)預金機を使用して預金に預入れる場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、預金を投入して操作してください。
- (2)預金機による預入は、預金機の機種により当組合が定めた種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れは、当組合が定めた枚数による金額の範囲内とします。

3. 〈支払機による預金の払戻し〉

- (1)支払機を使用して預金を払戻すときは、支払機の画面表示等の操作手順に従って支払機にカードを挿入し、届出の暗証と金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2)支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合（提携先の支払機使用の場合は、その提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合（提携先の支払機使用の場合は、その提携先）が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合

が定めた金額の範囲内とします。

4. (支払機による振込)

(1)当組合（または振込提携先）の支払機を使用して振込をするときは、支払機に払戻口座のカードを挿入し、届出の暗証その他の事項を正確に入力してください。この場合、払戻口座の通帳、払戻請求書および振込依頼書の提出は必要ありません。

(2)支払機による1回あたりの振込金額は当組合の定めた範囲内とします。

(3)支払機の案内手順に従って操作し、振込先の確認ボタンを押された後は、支払機でのこの振込の取消しはできません。取消しを必要とする場合は、支払機設置店の窓口に出してください。

この場合は組戻手続により処理するものとし、組戻し不能の場合に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

5. (自動機利用手数料)

(1)預金機を使用して預金に預入れをする場合、支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、当組合および提携先の所定の預金機・支払機に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

(2)前記(1)の自動機利用手数料は、預金の預入れ時・預金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先・提携先の自動機利用手数料は、当組合から預入提携先・提携先に支払います。この場合、払戻し金額と自動機利用手数料の合計額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用することができる金額を含みます。）をこえるときは払戻すことはできません。

(3)当組合（または振込提携先）の支払機を使用して振込をする場合には、当組合（または振込提携先）所定の振込手数料を振込時に通帳および払戻請求書なしで、その払い戻しをした預金口座から自動的に引き落とします。なお、振込提携先の振込手数料は、当組合から振込提携先に支払います。なお、この場合、振込金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額との合計額が払い戻すことのできる預金金額（当座貸越を利用することができる金額を含みます。）をこえるときは振込をすることはできません。

6. (預金機・支払機故障時の取扱い)

(1)停電、故障等により当組合の預金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。

(2)停電、故障等により当組合の支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合本支店の窓口でカードにより預金を払戻すことができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはいたしません。

(3)前期(2)による払戻しを受ける場合には、当組合所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。

(4)停電、故障等により支払機による振込の取扱ができないときは、窓口における振込取扱時間内に限り前記(2)(3)によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。なお、振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

7. (カードによる預入れ払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額(振込資金として払戻した金額を含みます。以下、同じ。)、および自動機利用手数料金額の通帳記入は、通帳を当組合の預金機・支払機で使用されたときまたは当組合本支店の窓口で提出されたときに行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

8. (カード・暗証の管理等)

(1)当組合は、支払機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。

(2)カードは他人に使用されないように保管してください。暗証は生年月日、電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

(3)カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

9. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。偽造または変造カードによる払戻しがあった場合、本人は当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

10. (盗難カードによる払戻し等)

(1)カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害の補てんを請求することができます。

①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること

②当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

③当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

(2)前項の請求がなされた場合、当組合は、当組合への通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3)前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)第1項および第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。

①当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。

A 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の家族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

C 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗り、またはこれに付随してカードが盗難にあった場合

11. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。

12. (カードの再発行等)

(1)カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2)カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

13. (預金機・支払機への誤入力等)

預金機・支払機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責

任を負いません。なお、預入提携先、提携先または振込提携先の預金機、支払機を使用した場合の預入提携先、提携先または振込提携先の責任についても同様とします。

14. (解約等)

(1)預金口座を解約する場合またはカードを取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当組合普通預金規定により預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

(2)カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしただちにカードを当店に返却してください。

(3)次の場合にはカードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認資料の提示を受けるかまたは当組合所定の方法により、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

①後記 15. (譲渡、質入れ等の禁止) の条項に定める規定に違反した場合。

②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合。

③カードが偽造・盗難・紛失等により、不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合。

15. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

16. (規定の適用)

この規定に定めない事項については、当組合預金取引共通規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、および振込規定により取扱います。なお、振込提携先の預金機を利用した場合には、当組合所定の振込規定にかえて、振込提携先の定めにより取扱います。

以上